

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和6年8月8日(2024.8.8)

【公開番号】特開2023-16596(P2023-16596A)

【公開日】令和5年2月2日(2023.2.2)

【年通号数】公開公報(特許)2023-021

【出願番号】特願2021-121039(P2021-121039)

【国際特許分類】

D 0 4 B 1/02(2006.01)

10

D 0 4 B 1/00(2006.01)

D 0 4 B 15/06(2006.01)

【F I】

D 0 4 B 1/02

D 0 4 B 1/00 Z

D 0 4 B 15/06 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月31日(2024.7.31)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

編地にパイ爾組織を適用するには、パイ爾編成用シンカーを備えた横編機が使用される。図2に示すようにパイ爾編成用シンカー10には、作用腕11の先端側に地糸用掛爪13に加えてパイ爾糸用掛爪14が形成されている。そして編成の際に地糸用給糸口とパイ爾糸用給糸口を用い(不図示)、地糸用給糸口をパイ爾糸用給糸口よりも先行させて移動すれば地糸(シメ糸)をパイ爾糸よりも低くした状態で編針のフックに供給できる。この地糸とパイ爾糸の高低差によって形成されるギャップにパイ爾糸用掛爪14を挿入できればパイ爾編地を編成することができる。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかし、キャリッジが編地の左右で反転しながら往復動する横編機の場合、キャリッジが反転した後の編み始めでパイ爾糸と地糸の高低差を十分に大きく形成することはできずパイ爾糸用掛爪14を上記ギャップに確実に挿入できないという問題があった。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本実施形態で使用される横編機は、パイ爾編成用の特殊な構造の編針に代えて一般的な編針が装着されている点を除いて特許文献1と同等の横編機が使用される。したがってパイ爾編地を編成するときの地糸、パイ爾糸および地糸用給糸口、パイ爾糸用給糸口などの

50

動作や給糸条件、編目形成時のシンカーの開閉動作や編針の動きなどについても特別な言及がない限り同じであるのでその説明は省略する。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

続くS2では、キャリッジを右行させ、編針Aを除いた編針B-Jで後側編地1bのコース編成を行う。ここで、S1で編目を形成した編針Aは、S2では作動させずに引き込んだ状態のままで後側編地1bのコース編成が行われる。そのため後側編地1bの編み始め側では編針Bが実質の編み始めの編針となる。編針Bが編目を形成するときには、地糸は既に引き込まれた状態にある編針Aのフックから地糸用給糸口へと延びるためパイル糸用給糸口へ延びるパイ爾糸との間に大きな高低差が形成されることになる。その結果、パイ爾糸用掛爪14を地糸とパイ爾糸間のギャップに確実に挿入することができる。つまり、地糸はパイ爾編成用シンカー10の地糸用掛爪13、パイ爾糸はパイ爾糸用掛爪14にそれぞれ分離係止させた状態で編目を形成することができる。なおS1において編針Aで編目を形成することなくS2を行った場合には地糸とパイ爾糸の高低差を大きくすることはできない。

10

20

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

S2では、後側編地1bの編み終わり側に対向する前側編地1fの側端の編針jにも給糸して編目を形成する。この編針jは、キャリッジが反転して左行する際の前側編地1fの編み始め側の側端に位置する編針である。ここで編針jによる編目形成を行うのはS1における編み終わりで行った編成と同じ目的である。

30

**【手続補正6】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

1 筒状編地、前側編地…1f、後側編地…1b

10 パイル編成用シンカー、11 作用腕、13 地糸用掛爪、14 パイル糸用掛爪

40

50